

## **住宅保証機構のリフォーム保険（団体契約）の利用にあたっての注意事項**

1. 住宅保証機構株式会社と全建総連とのリフォーム保険の団体契約を利用する場合、組合員は事業者登録申請及び保険申込みにあたり、所属組合が作成・発行する「会員証明書」の写しを添付して手続きする必要があります。

組合員より「会員証明書」の発行を依頼された場合には、所属組合にて「会員証明書」を作成・提供してください。

注1) 事業者登録申請及び保険申込時に「会員証明書」の添付がない場合は団体契約での申込みとはならず、事業者登録料及び保険料の割引が受けられないこととなります。

注2) 現在、「会員証明書」には有効期限の記載がありませんが、今後、有効期限の記載を住宅保証機構より案内される可能性があります。その場合には全建総連より県連・組合にご連絡します。

2. 住宅保証機構のリフォーム保険に申込みにあたっては、「まもりすまいリフォーム保険・大規模修繕かし保険 設計施工基準 2011年版（全建総連）」に則った設計・施工を行う必要があります。組合員に会員証明書を発行する際には、全建総連より組合に提供する『住宅保証機構のリフォーム保険（団体契約）の利用にあたっての注意事項』を必ずお渡しください。

3. 組合（県連・組合、単組・支部）は、事業者登録、保険申込、保険証券発行の受付を行うことができません。

※組合員自らで住宅保証機構のリフォーム保険の窓口にて手続きを行っていただく必要があります。住宅保証機構のリフォーム保険の窓口については、住宅保証機構のホームページ（<http://www.mamoris.jp/apply/reform/>）にて確認できます。

注1) 事業者登録申請については、住宅保証機構の統括事務機関でしか手続きができません。住宅保証機構のホームページのリフォーム保険の窓口で「種別」に「統括」と記載された窓口が該当します。

注2) 保険申込については、住宅保証機構のリフォーム保険の窓口（統括、一般を問わない）、保険証券発行は保険の申込をした窓口での手続きとなります。

4. 住宅保証機構では事業者登録申請、保険契約申込、保険証券発行申請の申込書類については、住宅保証機構のホームページにて提供しており、事業者でダウンロードし入手することとしています。全建総連より組合には書類での提供は行いませんので、各組合で必要な場合には住宅保証機構のホームページ（<http://www.mamoris.jp/refo/>）にて入手してご使用ください。

5. 団体の保険料割引率は、団体全体の前年（1月～12月）の年間契約件数・損害率に基づき、下記の割引率が適用されます（※適用期間は4月～3月となります）。

【保険料割引率】年間契約件数	100件未満	…20%程度
	100件以上 500件未満	…25%程度
	500件以上 1000件未満	…28%程度
	1000件以上	…30%程度

※全建総連では100件未満の保険料割引率が適用されます。住宅保証機構より保険料割引率改定が案内された場合、全建総連より県連・組合にご連絡します。

6. 保険事故が多発する場合には、団体割引を利用した申込みができなくなる場合があります。